

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準について

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準（昭和 29 年文化財保護委員会告示第 56 号）について、生活文化関係を以下のとおり新設する。

〔生活文化関係〕

生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。）のうち、我が国の生活文化の変遷の過程を知る上に貴重なもの